

平成27年度文部科学省税制改正要望事項

平成26年8月29日

※H26税制改正要望事項

1. 寄附税制の拡充		
(1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し	【所得税】	拡充 ※
(2) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入	【所得税】	新設 ※
(3) 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省との共同要望)	【所得税等】	新設 ※
(4) (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立科学博物館への寄附に係る税制措置	【所得税等】	新設 ※
2. 教育、科学技術イノベーション、スポーツ、文化芸術の振興		
(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充 (金融庁との共同要望)	【贈与税】	拡充 延長
(2) 試験研究を行った場合の法人税等の特別控除 (経済産業省等との共同要望)	【法人税等】	拡充 延長
(3) ゴルフ場利用税の廃止	【ゴルフ場利用税】	拡充 ※
(4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設等に係る固定資産税等の特例措置の拡充	【固定資産税等】	拡充 延長
(5) 登録有形文化財である家屋の敷地に係る課税標準の特例措置の拡充	【固定資産税等】	拡充
(6) PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長	【固定資産税等】	延長
3. その他		
(1) 独立行政法人の組織見直しに係る税制上の所要の措置等	【法人税等】	新設

平成27年度文部科学省税制改正要望事項

※昨年度要望事項

1. 寄附税制の拡充

- | | | |
|--|--------|---------|
| (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し | 【所得税】 | 拡充
※ |
| (2) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入 | 【所得税】 | 新設
※ |
| (3) 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
(内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省との共同要望) | 【所得税】 | 新設
※ |
| (4) (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立科学博物館への寄附に係る税制措置 | 【所得税等】 | 新設
※ |

		学校法人	国立大学法人	独立行政法人		公益社団・財団法人
				国立研究開発法人	国立美術館等	
所得税	所得控除	○	○	○	○	○
	税額控除	○ (PST要件) 要望 (PST要件削除)	x → ○ 要望	x → ○ 要望	x → ○ 要望	○ (PST要件)
法人税	指定寄附 (全額損金算入)	○ (私学事業団を通じた寄附)	○	x → ○ 要望	x → ○ 要望	x

PST要件: ①3000円以上の寄附者数が年平均100人以上 又は
②寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上

(参考)「平成26年度税制改正大綱」(平成25年12月12日 自由民主党、公明党)

第三 検討事項

- 4 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において税額控除を適用する場合の対象範囲等についての考え方や、控除の選択制の適否を含めた控除方式のあり方等について、主要国の制度も参考にしつつ総合的に検討し、早期に具体的な結論を得る。

※寄附増加に向けては、税制だけでなく、別途寄附促進のための施策も概算要求。

寄附促進に向けた施策

1. 寄附文化の醸成

◆寄附フォーラム・研修の開催

・文部科学省が率先して各法人等での寄附集めを呼びかけるとともに、各法人等において実施している特色ある寄附集め策についての共有を図るフォーラム・研修を開催する。あわせて、寄附集め策については事例集を作成し、各法人等での共有を図る。事例集については大学団体等とも連携し、大学関係者間での寄附募集への気運の醸成を図る。
※日本ファンドレイジング協会、ジャバントレジャーサミット等の団体と連携

【特色ある寄附集めの例】

○京大カード(京大)
京都大学名のクレジットカード。手数料の一部が京大基金に還元される。



○同窓会との協力(慶応大)
各卒業年度の三田会で25年、50年を節目に募金活動を実施。



寄附募集パンフレット



2013ファンドレイジングフォーラム
(日本ファンドレイジング協会主催)

2. 寄附受入れ体制の強化

◆寄附金の獲得・運用体制の充実支援

・我が国の大学等事務局には寄附を集める専任のファンドレイザー等が海外と比して圧倒的に不足しており、寄附活動等の活発化を促す観点から、これら専任職員の大学等における配置を支援・促進する。

【米国】

・ハーバード大の寄附部門専任職員は400名程度
・米国の州立大学の多くは、寄附募集と受け入れた寄附の運用管理を目的として「財団」を設立。
※1997年時点で全体の9割近い大学が財団を設立(米国大学理事会協会(AGB)の調査)

【日本】

・東大の寄附部門職員は20名程度
・恒常的に専任職員を配置している大学
国立大学39校中3校
※東京大学・野村證券共同研究「東大・野村 大学経営ディスカッションペーパーNo.2「わが国の大学の寄附募集の現状-全国大学アンケート結果-」
2007年11月

◆寄附金運用の弾力化

・国立大学法人は、基金運用が安全資産に限定されており、寄附金の活用を最大化する観点から、資産運用の弾力化を検討する。

※国立大学は①国債、地方債、政府保証債等、②銀行等への預金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託しか余裕金の運用ができない。

3. 寄附促進制度の充実

◆寄附受入れ努力の基盤的経費への反映

・寄附金等の外部資金獲得に向けた取組に力を入れている大学等については、国立大学法人運営費交付金又は私学助成で評価する仕組みの導入等を行う。

◆税額控除の拡充【平成27年度税制改正要望】

・学校法人については、平成23年度から個人寄附への税額控除が導入されているが、PST要件の撤廃とともに、国立大学法人等への対象範囲の拡充を目指す。

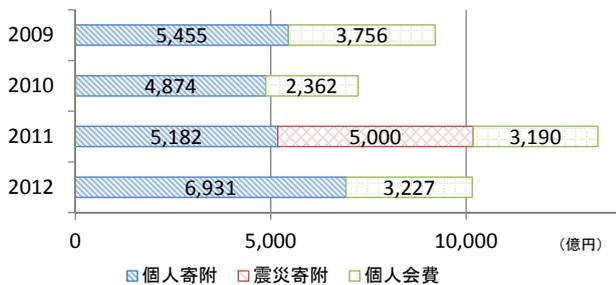
○税額控除対象法人では寄附金額が増加。



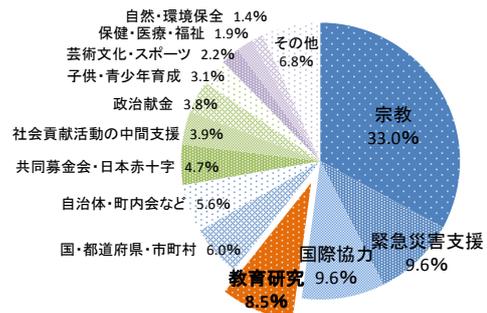
我が国における個人寄附の促進について

個人寄附は震災を契機に増加してきており、今後数兆円規模に膨らむ可能性。

■我が国の個人寄附の推移(寄附白書2012)



■個人寄附の内訳(寄附白書2012)



我が国の個人寄附は諸外国と比して少なく、まだまだ伸びる余地が大きい。

■諸外国との寄附の比較(寄附白書2012、2013)

	個人寄附	法人寄付	個人寄附者率
日本(2010年)	5182億円	7168億円	29.4%
米国(2011年)	23兆5767億円	1兆8746億円	57.9%
英国(2010年)	1兆5810億円	1054億円	55.0%
独国(2005年)	6160億円	NA	NA

■世界寄附指数ランキング(内閣府「共助社会づくり懇談会」配布資料から)

1	アイルランド	10	カナダ、香港
2	オーストラリア	12	カンボジア
3	オランダ	13	米国
4	英国	14	キプロス、ルクセンブルク、スウェーデン
5	インドネシア、タイ		⋮
7	デンマーク		
8	マルタ、ニュージーランド	40	日本

◆経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～(平成26年6月24日閣議決定)

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)

地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく。

2. 教育、科学技術イノベーション、スポーツ、文化芸術の振興

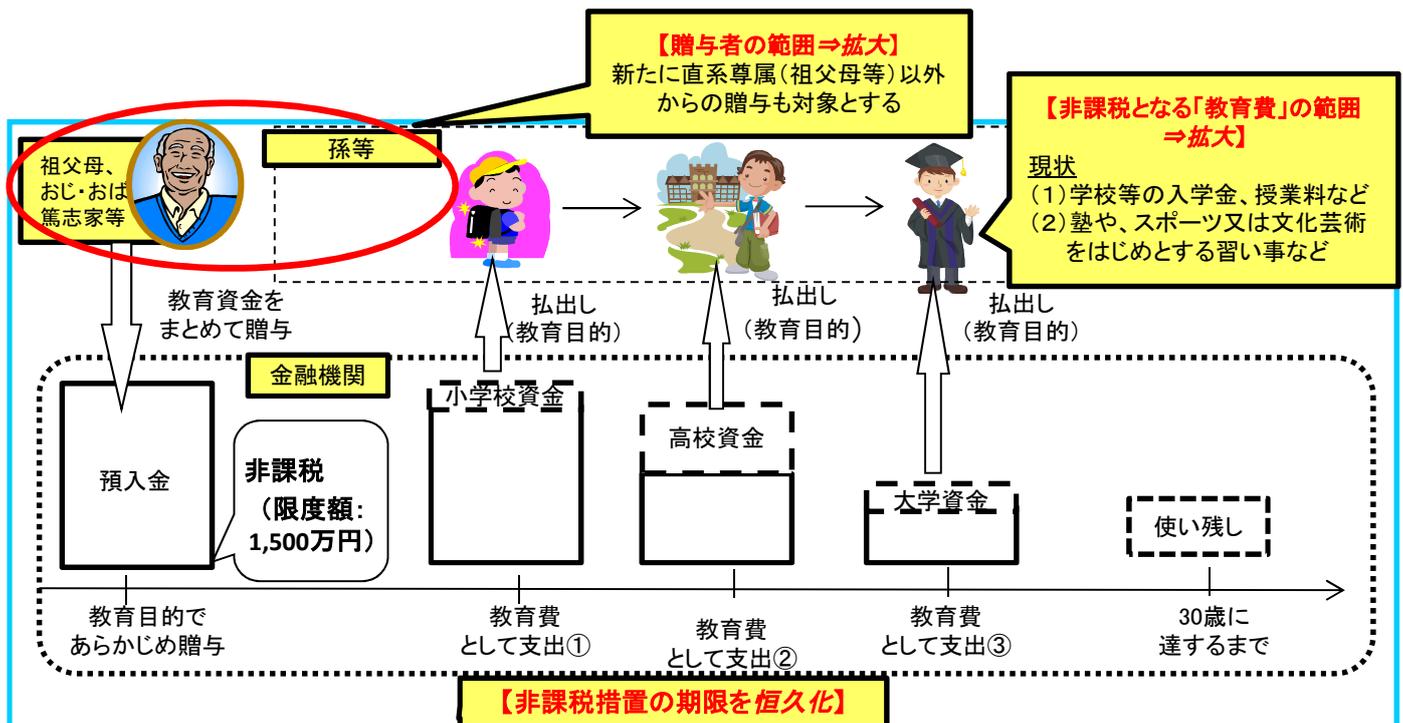
(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充

【贈与税】

拡充
延長

祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金に係る贈与税は、平成27年12月31日まで非課税となっているが、以下の3点を措置する。

- ①非課税措置の恒久化
- ②非課税対象範囲の拡大や、口座開設手続等の簡素化
- ③直系尊属(祖父母等)以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税の対象とする。



(2) 試験研究を行った場合の法人税等の特別控除

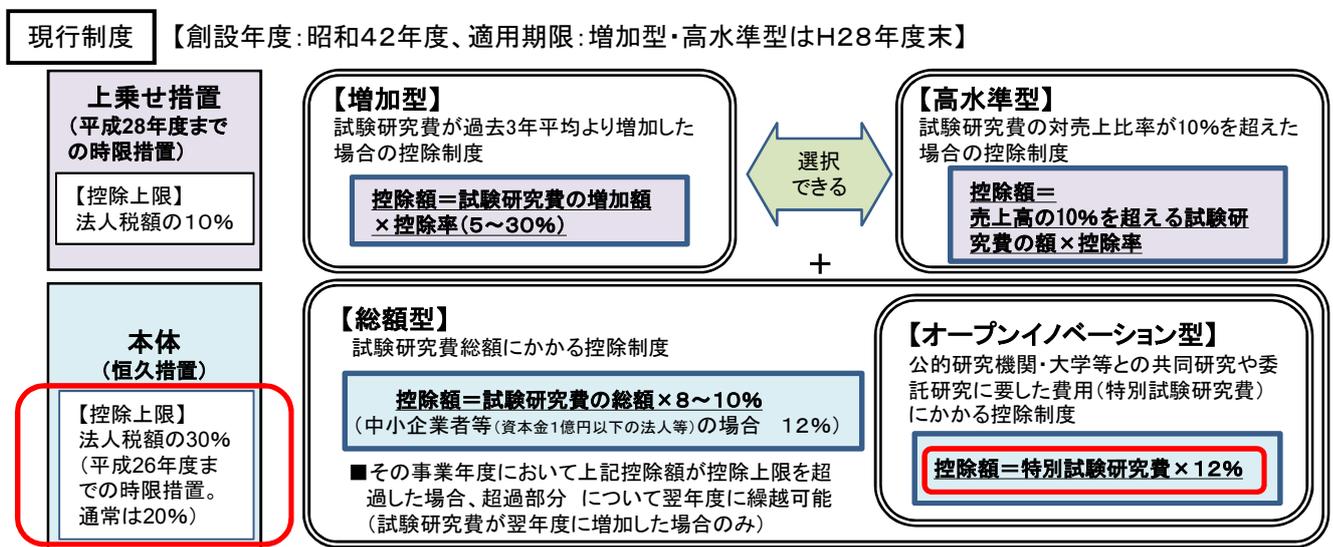
(経済産業省等との共同要望)

【法人税等】

拡充
延長

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除のうち、

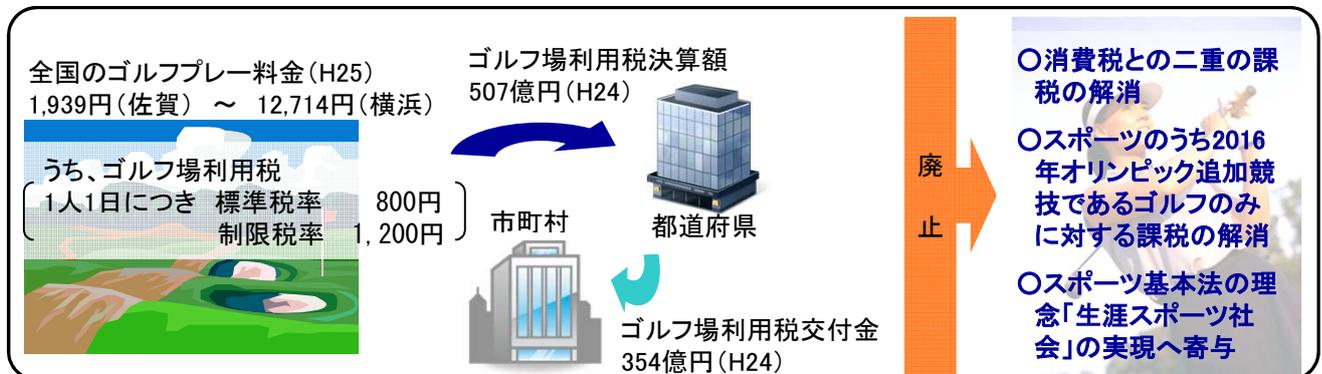
- ①総額型の控除上限の引上げ措置の延長(法人税額の30%)(平成28年度まで)
- ②オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(控除率の引上げ等)を措置する。



(3) ゴルフ場利用税の廃止

【ゴルフ場利用税】 拡充 ※

国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016年リオデジャネイロオリンピックでの追加競技でもあるゴルフをプレーする際に課税されるゴルフ場利用税を廃止する。



(4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設等に係る固定資産税等の特例措置の拡充

【固定資産税等】 拡充 延長

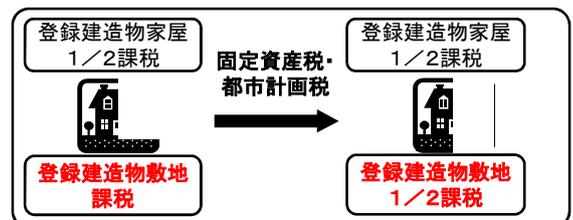
公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設(能楽堂)等に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置(課税標準2分の1)について、平成26年度末までの時限措置(2年)となっているところ、措置の恒久化を図る。



(5) 登録有形文化財である家屋の敷地に係る課税標準の特例措置の拡充

【固定資産税等】 拡充

登録有形文化財である家屋については、固定資産税、都市計画税を2分の1に軽減する措置がなされているが、その対象を家屋の敷地にも拡充する。



(6) PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長

【固定資産税等】 延長

国立大学法人の施設設備に係るPFI事業(BOT方式)の選定事業者が、政府の補助を受けて整備する校舎に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税については、平成26年度末までは課税標準を2分の1とする措置がなされているが、その期限を平成31年度末まで延長する。

※BOT方式とは、PFI事業者が施設の建設後、所有権を保持し、維持管理・運営を行う形式

3. その他

(1) 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置等

【法人税等】 新設

(独)大学評価・学位授与機構と(独)国立大学財務経営センターの統合、(独)日本原子力研究開発機構の組織見直し及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。また、被用者年金一元等に伴い、私立学校振興・共済事業団に係る税制上の所要の措置を講ずる。